

(その1)

収支報告書

令和6年分
開催分

(ふりがな) ごとうしげゆききそこうえんかい

1 政治団体の名称 後藤茂之木曾後援会

2 主たる事務所の所在地 長野県木曽郡木曽町福島2773-1

3 代表者の氏名 野村 弘

4 会計責任者の氏名 小林 勇郎

事務担当者の氏名

長瀬 恵敏
(電話) 0264-24-2100

(電話)

(電話)



6-K7

政治団体の区分

- | | |
|---------------------------------|--|
| ☐ 政党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項 |
| ☐ 政党の支部 | の規定による政治団体 |
| ☐ 政治資金団体 | ☒ その他の政治団体 |
| | ☐ その他の政治団体の支部 |

活動区域の区分

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ☐ 2以上の都道府県の区域等 | ☒ 同一の都道府県の区域内 |
|---------------------------------------|---|

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
☒ 無
公職の種類
(現職・候補者の別)

資金管理団体の届
出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者
の氏名 後藤 茂之

公職の種類 衆議院議員
(現職・候補者の別) (現職)

公職の候補者
の氏名(2人目)

公職の種類
(現職・候補者の別)

公職の候補者
の氏名(3人目)

公職の種類
(現職・候補者の別)

資金管理団体の指定の期間

から
まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

から
まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	3,024,796
(前年からの繰越額)	886,796
(本年の収入額)	2,138,000
支 出 総 額	2,182,038
翌年への繰越額	842,758

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	2,000,000	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	2,000,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	2,000,000	

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入			
行番号	事業の種類	金額	備考
1	新年国政報告会	138,000	会費
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	138,000	
	合計	138,000	

(その7)

行番号	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
1	藤信会	500,000	R6/3/22	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院 第一議員会館704号室	後藤茂之	
2	藤信会	500,000	R6/6/21	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院 第一議員会館704号室	後藤茂之	
3	藤信会	500,000	R6/8/23	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院 第一議員会館704号室	後藤茂之	
4	藤信会	500,000	R6/10/25	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院 第一議員会館704号室	後藤茂之	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	2,000,000				
	そ の 他 の 寄 附	0				
	合 計	2,000,000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費			
(2) 光 熱 水 費			
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	724,347		
(4) 事 務 所 費	855,102		
小 計	1,579,449	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	602,589		
(2) 選 挙 関 係 費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0		
イ 宣 伝 事 業 費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ そ の 他 の 事 業 費	0		
(4) 調 査 研 究 費	0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計	602,589	0	
合 計	2,182,038		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	ガソリン代	21,999	R6/1/26	(有) 福島石油商会	木曽郡木曽町福島上塩渕	
2	ガソリン代	15,735	R6/2/26	(有) 福島石油商会	木曽郡木曽町福島上塩渕	
3	ガソリン代	15,294	R6/3/28	(有) 福島石油商会	木曽郡木曽町福島上塩渕	
4	ガソリン代	17,180	R6/4/26	(有) 福島石油商会	木曽郡木曽町福島上塩渕	
5	ガソリン代	18,631	R6/5/28	(有) 福島石油商会	木曽郡木曽町福島上塩渕	
6	ガソリン代	15,697	R6/6/26	(有) 福島石油商会	木曽郡木曽町福島上塩渕	
7	ガソリン代	17,521	R6/8/27	(有) 福島石油商会	木曽郡木曽町福島上塩渕	
8	ガソリン代	12,082	R6/9/26	(有) 福島石油商会	木曽郡木曽町福島上塩渕	
9	ガソリン代	23,063	R6/10/28	(有) 福島石油商会	木曽郡木曽町福島上塩渕	
10	ガソリン代	19,254	R6/11/27	(有) 福島石油商会	木曽郡木曽町福島上塩渕	
11	ガソリン代	22,218	R6/12/26	(有) 福島石油商会	木曽郡木曽町福島上塩渕	
12	コピー代	10,375	R6/2/27	(有) 原文具店	木曽郡上松町本町通り4-45	
13	コピー代	21,321	R6/3/28	(有) 原文具店	木曽郡上松町本町通り4-45	
14	コピー代	11,799	R6/10/28	(有) 原文具店	木曽郡上松町本町通り4-45	
15	コピー代	10,035	R6/11/27	(有) 原文具店	木曽郡上松町本町通り4-45	
	こ の 頁 の 小 計	252,204				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
16	印刷機リース代	15,950	R6/1/26	リコーリース (株)	東京都千代田区紀尾井町4-1	
17	印刷機リース代	15,950	R6/2/26	リコーリース (株)	東京都港区東新橋1丁目5番2号	
18	印刷機リース代	15,950	R6/3/28	リコーリース (株)	東京都港区東新橋1丁目5番2号	
19	印刷機リース代	15,950	R6/4/26	リコーリース (株)	東京都港区東新橋1丁目5番2号	
20	印刷機リース代	15,950	R6/5/28	リコーリース (株)	東京都港区東新橋1丁目5番2号	
21	印刷機リース代	15,950	R6/6/26	リコーリース (株)	東京都港区東新橋1丁目5番2号	
22	印刷機リース代	15,950	R6/7/25	リコーリース (株)	東京都港区東新橋1丁目5番2号	
23	印刷機リース代	15,950	R6/8/27	リコーリース (株)	東京都港区東新橋1丁目5番2号	
24	印刷機リース代	15,950	R6/9/26	リコーリース (株)	東京都港区東新橋1丁目5番2号	
25	印刷機リース代	15,950	R6/10/28	リコーリース (株)	東京都港区東新橋1丁目5番2号	
26	印刷機リース代	15,950	R6/11/27	リコーリース (株)	東京都港区東新橋1丁目5番2号	
27	印刷機リース代	15,950	R6/12/26	リコーリース (株)	東京都港区東新橋1丁目5番2号	
28	事務所消耗品	13,644	R6/4/24	ウエルネット (株) カウネット	東京都大田区蒲田5-37-1	
29	事務所消耗品	11,400	R6/7/24	ウエルネット (株) カウネット	東京都大田区蒲田5-37-1	
30	事務所消耗品	20,540	R6/12/23	ウエルネット (株) カウネット	東京都大田区蒲田5-37-1	
	こ の 頁 の 小 計	236,984				
	そ の 他 の 支 出	235,159				
	合 計	724,347				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	事務所家賃	44,000	R6/1/26	(株) 木曽コミット	木曽郡木曽町福島2773-1	
2	事務所家賃	44,000	R6/2/26	(株) 木曽コミット	木曽郡木曽町福島2773-1	
3	事務所家賃	44,000	R6/3/28	(株) 木曽コミット	木曽郡木曽町福島2773-1	
4	事務所家賃	44,000	R6/4/26	(株) 木曽コミット	木曽郡木曽町福島2773-1	
5	事務所家賃	44,000	R6/5/28	(株) 木曽コミット	木曽郡木曽町福島2773-1	
6	事務所家賃	44,000	R6/6/26	(株) 木曽コミット	木曽郡木曽町福島2773-1	
7	事務所家賃	44,000	R6/7/25	(株) 木曽コミット	木曽郡木曽町福島2773-1	
8	事務所家賃	44,000	R6/8/27	(株) 木曽コミット	木曽郡木曽町福島2773-1	
9	事務所家賃	44,000	R6/9/26	(株) 木曽コミット	木曽郡木曽町福島2773-1	
10	事務所家賃	44,000	R6/10/28	(株) 木曽コミット	木曽郡木曽町福島2773-1	
11	事務所家賃	44,000	R6/11/27	(株) 木曽コミット	木曽郡木曽町福島2773-1	
12	事務所家賃	44,000	R6/12/26	(株) 木曽コミット	木曽郡木曽町福島2773-1	
13	電話代	11,706	R6/11/27	東日本電信電話(株)	宮城県仙台市宮城野区原町6丁目	
14	監査業務報酬	22,000	R6/6/28	小口敏高税理士事務所	岡谷市長地小萩1-16-31	
15	レンタカー使用料	31,000	R6/9/26	春日正志	木曽郡木曽町福島 6372-6	
	こ の 頁 の 小 計	592,706				
	そ の 他 の 支 出	262,396				
	合 計	855,102				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
	行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	レタックス等後納郵便・貸切バス代
支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)						備 考
1	レタックス等後納郵便	13,328	R6/1/26	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
2	レタックス等後納郵便	48,568	R6/2/26	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
3	レタックス等後納郵便	27,874	R6/3/28	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
4	レタックス等後納郵便	16,344	R6/4/26	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
5	レタックス等後納郵便	19,536	R6/5/28	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
6	レタックス等後納郵便	13,172	R6/8/27	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
7	レタックス等後納郵便	23,466	R6/9/26	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
8	レタックス等後納郵便	16,148	R6/10/28	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
9	レタックス等後納郵便	51,910	R6/11/27	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
10	レタックス等後納郵便	15,140	R6/12/26	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
11	新年国政報告会飲食費	31,713	R6/2/9	(株)クスリのサンロード木曽福島店	木曽郡木曽町福島2730-6	
12	新年国政報告会飲食費	29,700	R6/2/10	ホームセンターミスズ	木曽郡木曽町福島2288	
13	新年国政報告会飲食費	60,000	R6/2/20	(有)久金商店	木曽郡上松町駅前通り2丁目30番地	
14	貸切バス代	63,800	R6/2/20	(株)南木曽観光タクシー	木曽郡南木曽町吾妻840-1	
15	新年国政報告会案内封筒シール	17,282	R6/2/21	ウエルネット(株)カウネット	東京都大田区蒲田5-37-1	
	こ の 頁 の 小 計	447,981				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					レタックス等後納郵便・貸切バス代	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
16	貸切バス代	20,000	R6/2/26	さわぐち	木曽郡上松町小川5462	
17	貸切バス代	20,000	R6/2/27	(有)やまか	木曽郡木曽町開田高原2745	
18	貸切バス代	30,000	R6/2/27	木曽土建工業(株)	木曽郡木祖村小木曽172番地2	
19						
20						
	こ の 頁 の 小 計	70,000				
	そ の 他 の 支 出	84,608				
	合 計	602,589				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年 5月 23日

政治団体の名称 後藤茂之木曾後援会

会計責任者の氏名 小林

勇郎



代表者の氏名

（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和 7 年 5 月 9 日

後藤茂之木曾後援会
代表 野村 弘 殿

登録政治資金監査人 小口敏高
登録番号 第 2176 号
研修修了年月日 平成21年5月25日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、後藤茂之木曾後援会の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、後藤茂之木曾後援会の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると小口敏高が判断したため、後藤茂之木曾後援会の従たる事務所(長野県諏訪市上川3丁目2212-1)において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
なお、領収書等を徴し難かった支出の明細書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。また、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。

3 業務制限

後藤茂之木曾後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、後藤茂之木曾後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上